

審査方法について（案）

堺市立人権ふれあいセンターの指定管理者候補者の選定に際しては、当委員会において、応募団体の事業計画書(企画提案書)について、評価項目に関する書類審査及び面接審査を行い、当該団体が指定管理者としてふさわしいかどうかを決定する。

1 審査方法について

- (1) 全ての応募団体を対象に書類審査及び面接審査を実施する。書類審査及び面接審査において総合的に採点評価を行い、総得点の最上位の者を候補者として選定し、総得点が次順位の者を次点の候補者として選定する。ただし、審査の結果、総得点が満点の60%以上に達した団体がない場合は、適格者なしとする。
- (2) 点数は、「100点満点/人×出席委員数＝満点」とする。
(例：出席委員が5人の場合、満点は500点となる。)
- (3) 書類審査又は面接審査において欠席委員がいる場合の取扱いは次のとおりとする。
 - ① 書類審査で欠席委員がいる場合は、当該欠席委員は面接審査に出席すれば採点可能とする。
 - ② 面接審査で欠席委員がいる場合は、当該欠席委員は採点できない。

2 採点作業について

- ・採点者は、自らが当該施設の利用者であるという観点に立ち、採点を行う。
- ・当該施設や採点項目について、専門的知識を有する場合は、専門的な観点から判断し、採点を行う。
- ・下記の採点基準に基づいて、小項目ごとの点数を記入する。

3 採点基準について

- (1) 採点は、以下の6段階の区分を目安に行う。

評価区分	得点率	配点 5 点	配点 10 点	配点 15 点
特に優れている（高度な能力を有している）	100%	5 点	10 点	15 点
優れている（十分な能力を有している）	80%	4 点	8 点	12 点
普通（一応の能力を有している）	60%	3 点	6 点	9 点
多少不十分（多少能力が乏しい）	40%	2 点	4 点	6 点
不十分（能力が乏しい）	20%	1 点	2 点	3 点
劣っている（能力がない）	0%	0 点	0 点	0 点

(2) 応募団体が次に該当する場合は、審査においてそれぞれ点数を付与する。

該当要件	配点
<p>(6) ③指定管理料の削減</p> <p>市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額（平均額・小数第1位四捨五入）を比較し、削減率（小数第2位四捨五入）に応じて付与</p>	<p>2%以上4%未満：1点</p> <p>4%以上6%未満：2点</p> <p>6%以上8%未満：3点</p> <p>8%以上：4点</p>
<p>(7) ⑤市の施策に整合する取組実績等</p> <p>次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに2点ずつ付与（グループ応募の場合は4及び6の項目を除きすべての者が満たしていること。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者の雇用状況報告義務があり、令和5年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者（*）を1人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合 2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定を受けている場合 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合 4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1人以上が満たしていること。） 5 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めを廃止を行っている場合 6 市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1人以上が満たしていること。） 7 ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合 <p>(*）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者</p>	<p>6点</p> <p>（6点を上限として項目ごとに2点ずつ付与）</p>